

令和8年度 草津市が発注する土木施設維持管理業務にかかる 入札参加資格審査申請を行う方へ

1 申請対象者

令和8年度に草津市が発注する土木施設維持管理業務の競争入札に参加を希望する方

- ・新規申請の方もしくは希望業種を変更される方
- ・「除草」部門の資格要件緩和により、資格要件を満たすようになった方

※草津市の令和7年度入札参加資格者名簿に掲載されている方で、希望業種の変更がない場合は、有効期間が2年間のため申請は不要です。

※「除草」については、令和8年度から入札参加資格要件が緩和されることから、資格要件を満たすようになった方は申請が必要です。

2 資格の有効期間

- (1) 市内業者・市外業者：令和8年4月1日から令和9年3月31日

※市内業者、市外業者ともに有効期間は、中間年のため1年間となります。

3 審査基準日

原則 直前決算日

4 入札参加資格要件について

審査基準日において、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 入札参加を希望する業種により、下記の要件を満たすこと。

①除草は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による土木一式工事もしくは造園工事の許可を受けており、許可区分について、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

②剪定は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による造園工事の許可を受けており、造園工事の許可区分について、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けており、審査基準日の直前の2営業年度において、いずれかの年度に剪定にかかる実績を有していること。加えて「造園技能士」または「街路樹剪定士」の有資格者を雇用（申請日現在）していること。

③清掃は道路、河川等における清掃や支障物の撤去等を業としていること。

④上下水道維持は、上下水道の維持に関する作業で建設工事以外のものを業としていること。

- (2) 市内業者として登録する場合は、草津市内に本社または本店を有し、かつ営業の拠点としての機能を有していること。

- (3) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者に該当しないこと。

(4) 次のいずれかに該当しないこと。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - ④役員等（競争入札に参加する法人の代表者もしくは役員、これらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人または経営に実質的に関与している者をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - ⑤競争入札に参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - ⑥暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- (5) 草津市税等を滞納していないこと。
- (6) 草津市内に所在する事務所、草津市内に在住する法人の代表者および役員（監査役を除く）、個人事業主が草津市水道料金、下水道使用料について完納していること。
- (7) 草津市に在住する法人の代表者および役員（監査役を除く）、個人事業主が市営住宅に入居している場合は、市営住宅にかかる家賃を完納していること。

5 業種区分

業種区分	業務内容
除草	道路や河川等における除草
剪定	道路や公園等における植栽の剪定
清掃	道路や河川等における清掃や支障物の撤去等
上下水道維持	上下水道施設等における管渠の清掃等

6 提出書類について

滋賀県に提出が必要な書類と草津市に提出が必要な書類があります。

○滋賀県に提出が必要な書類

提出書類、提出方法、送付先等については、各県内土木施設維持管理、県外土木施設維持管理用申請マニュアルをご確認ください。

○草津市に提出が必要な書類

草津市に提出が必要な書類	必要部数	提出対象者
使用印鑑届兼誓約書 (草津市様式2)	1	・共同受付以降に、当該書類を提出されたことがない方 ・使用する印鑑が変更となる方

経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し	1	・ 除草または剪定に登録を希望する方
造園技能士または街路樹剪 定士の合格証明書等の写し	1	・ 剪定に登録を希望する方

※「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」は、審査基準日において有効であり、かつ最新のものを提出してください。

※「造園技能士または街路樹剪定士の合格証明書等の写し」は、申請日現在において、有資格を確認できるものを提出してください。

○草津市へ提出方法・・・下記宛先へ郵送にて送付してください。

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

草津市役所 契約検査課 入札参加確認書類（土木維持）受付担当

○提出における注意事項

- ・ 電子申請後、速やかに滋賀県および草津市に書類を提出してください。
- ・ 草津市に提出する書類についてはA4版ファイルに綴じ込むことは不要です。クリアファイルに入れて提出してください。

7 電子申請（草津市個別情報登録（土木維持管理業務））の注意事項

○業者番号【入力必須】

- ・ 業者番号は電子入札システム番号（9桁）と同じになります。現在、登録いただいている方は下記草津市ホームページの登録業者一覧に記載していますので確認ください。

草津市トップページ→暮らし・手続き→産業・ビジネス→入札・契約→登録業者一覧

- ・ 過去草津市に登録があったものの、現在登録がない業者については、過去に使用していた電子入札システム番号を入力してください。
- ・ 草津市に新規で登録を希望される方は任意の数字を入力してください。

○入札参加営業所

- ・ 支店、営業所等で登録する場合、入力必須です。

○市内業者区分【入力必須】

- ・ 本社が市町内…本社または本店が草津市内に所在する事業者（市内業者）
- ・ 本店以外の入札参加営業所が市町内…支店または営業所が草津市内に所在する事業者
- ・ それ以外…草津市内に本社、支店等が所在しない事業者

○希望工種【入力必須】

- ・ 参加希望業種数の制限はございません。
- ・ 実績高整理表タブは全者入力必須です。
- ・ 申請提出後において入札参加資格審査申請事項に変更があった場合、申請受付期間の翌年の1月第2週中までに修正申請を行ってください。

8 その他

- (1) 書類の不備により受付できないことがあります。
- (2) 申請内容または添付書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。
- (3) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成し、提出してください。
- (4) 有資格者名簿の公表

申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」は申請対象年度の4月1日より草津市役所およびホームページで公表します。

- (5) 草津市電子入札システムへの登録について

草津市では、すべての競争入札を電子入札で執行しています。つきましては、今回の競争入札参加資格申請にかかる審査が完了しましたら、電子入札に参加できるよう準備をしてください。

4月になりましたら、市ホームページで事業者番号を確認し、その番号で草津市への登録手続きをしてください。

ただし、すでに登録が済んでおられる方は、手続きの必要はありません。

なお、やむを得ない事情がある場合を除いて、紙入札での参加は認められませんのでお早めに御準備ください。詳細については、下記のホームページに記載しています。

【草津市役所ホームページ】

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/sangyobusiness/nyusatsu/denshinyusatsu/denshinyusatsu.html>

9 問い合わせ先

草津市役所 総務部 契約検査課

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL: 077-561-2307 FAX: 077-561-2490

E-mail: keiyaku@city.kusatsu.lg.jp